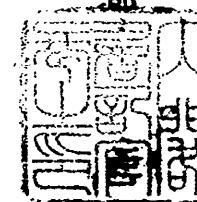


内閣閣甲第一五七號

昭和十五年五月十五日

内閣書記官長 石渡莊太郎



樞密院書記官長 堀江季雄殿

被服協會創定國民服ニ關スル件

被服協會創定國民服ニ關シテハ本月二日次官會議ノ席上陸軍次官ヨリ説明相成各省次官ニ於テハ其ノ趣旨ヲ贊セラレタル次第モ有之候處別冊「國民服（男子用）」の手引」送付申上候條右ニ依リ詳細御了知相成度

63.

被服協會

國民服(男子用)の手引

目 次

創定の趣旨	被服協議會(一)
國家的要求に基く	被服協會議事長 陸軍主計中將 石川半三郎(四)
創定の経過	被服協會議事長 陸軍主計中將 鹿野澄(六)
全幅の支持、協力を切望	陸軍省高木衣糧課長談(八)
國民服提倡の理由	厚生省當局談(八)
標準型解説	(一〇)
着裝竝に用例	(一一)
國民服儀禮章	(一三)
色相の標準	(一七)
大小號數區分	(一八)
服地質の標準規格	(二二)
服地及縫製註文に就て	

附 錄

調製價格の基準.....(三三)

號數割出し基礎寸法表.....(三四)

同調製寸法(仕立上り)表.....(三五)

國民服縫製工料及附屬品所要量基準表.....(三六)

縫製註文者身體寸度實測記入票.....(三七)

縫製註文者身體寸度實測記入票.....(三八)

縫製註文者身體寸度實測記入票.....(三九)

國民服(男子用)の手引

被 服 協 會

創 定 の 趋 旨

世界の歴史を繰いて國々の興亡、民族盛衰の跡をたづねると、それら興亡盛衰は被服風俗がよく之を象徴してゐるやうである。即ち發展的國民にはおのづから發展興隆に適する進歩的服装を見ることが出来るが、衰退的な民族には凡そ前者とは對照的な被服に固執するの觀がある。

然らば我國の服装はいかにといふに、朝鮮や支那の影響などをうけて古來幾變遷を重ね、特に明治維新この方は歐米の模倣に急であつたため、自然自主的體制を缺き、彼は多種複雜を極めてゐるのみならず、勤もすれば無批判無選擇にこれを輸入し、又徒らに外國の流行に追従せんとして汲々たる傾向さへあつた。かくて我が國民の服装は遺憾ながら形而上、形而下ともに幾多の缺點を包藏してゐる

ことは否めない事實といふべきであると共に、今や我が日本は自主獨往、國運ます／＼隆々たり、聖戰一年有餘の輝かしき戰果と共に東亞に新秩序を建設せんとし、建國以來の飛躍的段階に躍進しつゝあるのである。従つて最早舊來の後の服裝では此の新時代に適應し難いものがあるので、國民服裝の刷新といふことは茲に贅言するまでもなく必然的に喫緊事となつて來てゐるのである。即ち現在の國民の被服を我が國情を基調として整理、改善、合理化し、同時に我が大和民族大發展の氣魄、品位等を表徵し、更に國防力充實の絶對的緊要性に鑑みて、之等の要素を十分に取入れた國民服裝の改善は從來識者の要求してやまないところであり、又、現下我が國民に課せられた不可避の問題であつた。

（）

こゝにおいて、十年一日の如く國民被服の合理化と軍民被服近接のために努力し來つた被服協會は昭和十四年十月、國民被服刷新委員會を設け、陸軍、厚生兩省を始め關係官民の熱心なる支援、協力と斯界權威者の絶大なる苦心、研究により今回漸く先づ男子用國民服標準型を完成するに至つたのである。

勿論、この男子用國民服標準型は、原則としては單一を理想とするが、着用者の體格、年齢、職業等を考慮し、幾分これを緩和して四種とし、各自の選擇にまかせることになつた。なほ、一見すると從來の背廣服と大差ないやうであるが、現存の我國および各國の被服はもとより、歴史的にも廣く之我が國風と氣候、習俗等に出来るだけ適應せしめたものである。

而して特にこの國民服につき國民に深い理解を求めて置きたいのは、我國現下の世界的地位と複雑なる國際情勢に顧みて、之を國防化することが不可缺の要件であるといふことである。それは近代戰は陸海空軍の戦闘即ち武力戦だけでは勝敗が決し難く、國の總力を擧げて戦はねばならないのであるから、被服の資源を多く外國に依存して來た我國としては、いざといふ際を慮つて、最少限度の加工により容易に軍用に轉移し得るところの被服、材料を民間に留保して置くといふことの必要に外ならぬのである。

なほ、支那事變の片がついたら棉花なり羊毛なりが、どしどへ輸入され、また、日、滿、支プロックによる衣料資源の自給自足も早晚可能になるだらうから、何もあはてゝ國民服の如きものを作る必要はあるまい、などと考へる向が若し假りにありとすれば、それは戰時下なので茲に數字を擧げて述べることは出來ないが、思はざるも甚だしと云はざるを得ないのである。

最後に一言したきは、國民服は此際決して各自直ちに着用するを願ふものではないといふことで、

折角、標準型の完成を見た次第ではあるが、從來の洋服を捨てて之に更新を要すると即断し、或は徒然に先走りして資源の浪費を來すやうなことがあつてはならないのである。即ち從來各自が所有してゐる服を出来る限り使用して補充を要する場合とか、或は學校から社會に出る際とかで、是非とも勧奨服や團體服などの新調を要する時に始めて之に轉移し、或は之に依ることが望ましいのである。

要は、この國民服の生れ出るべくして生れた所以、即ち、その絶對的必然性を正しく理解して、眞の所要に臨み之を調製し愛用されることを希望するにある。而して是れやがて我が國民としての義務であり、同時に大なる誇りでもあらうと思ふ。

國家的要求に基く

被服協理事長 石川半三郎

被服協會が國民服運動に乗出すに就ては、先づ第一に之に關する信念を確立し、而して標準型の完

成に邁進せんとする根本方針をきめたのであつた。即ち、この國民服のやうな問題は、議論百出、實行を躊躇逡巡するに至るの處が多分にあるので、先づ被服に對する我々國民の信念を確立すると共に、衣服の國家的、社會的性質を無視して之を全然個人の生活、個人の問題として取扱ふ如き觀念のは正が、最も緊要であると認めたからである。

そもそも、被服は人類だけが之を有するもので、その本能的欲求としての美観、趣味などもさることながら、保健、衛生、經濟等は勿論、一面において倫理的、道徳的存在でもあり、また國家社會文化の一要素でもある。従つて、極めて嚴肅なる意味では、被服は個人の人々により私し得ないものだとも云ひ得ると思ふ。換言すれば、被服は個人の必要と個人の好みを以て個人と共に存在すると同時に、一面、國家社會的存在であると云はねばならぬ。故に被服を國家的、社會的に統制するといふことは決して無意義ではない筈である。況んや我國の現状の下においては、個人的にも國家的にも消費節約の緊切なることの外、國民精神の作興と國防上の要請が特に切實とならざるを得ないのである。従つて個人の自由に偏重した主義、觀念の如きは此際永劫に拂拭し去らねばならない。そこで國民服は、この信念に基き、さうして我が國情に即して創案されたのである。

これを要するに、茲に我々が提倡する國民服は、國民の便益、經濟と共に、必然の國家的要求とし

て誕生したのであるから、國民は能く此點を理解し、漸次これに轉移せられんことを切望に堪へないのである。

六

國民服創定の経過

被服協會常務理事
陸軍主計中將 鹿野澄

このたび國民服（男子用）を創定したに就て、その経過の概略を述べる。

昭和十三年十月、國民精神總動員中央聯盟は、陸軍省及び厚生省其他各方面の協力のもとに「服装に關する委員會」を組織し、戰時國民生活様式確立の一部門として、積極的活動を開始したのであつた。

以來、同委員會は回を重ね、この運動の實施要綱として日本民族の獨自且進歩的なる、また世界の衣服文化に於て指導的な日本服を完成すること、而してその服種、名稱、形式の概要、制定方法等を決定し、愈々實踐活動に移るべき段階にまし到達した。

然るに、時、たまゝ聯盟の改組に遭ひ、との運動は中絶を餘儀なくされ、改組後も容易に運動を復活し得ず、遂には種々の事由から國民服装問題より退避を表明するに至つたのである。

茲に於て一朝有事の際俟つるべきを期して文字通り十年一日の如く軍民被服の近接、被服資源の開發、培養の促進、國民被服の合理化等の指標の下に、銳意被服報國を念願として努力して來た我が被服協會は、この國民精神總動員中央聯盟の「被服に關する委員會」に對して最初より積極的協力を傾注してゐた關係もあり、國民服装刷新運動が刻下の急務なるのみならず、本會多年の趣旨と一致するものである點に於てその運動を一括して繼承することにした次第であつた。

そこで被服協會は直に「國民被服刷新委員會」を設置し、實行綱領を定めて目的達成のため一意邁進し來つたのであるが、幸にして陸軍省及び厚生省を始め關係各省、民間有力者の後援と協力を得て、先づ男子用國民服を創定するに至つたわけであるが、之を契機として右の「國民被服刷新委員會」を解散し、更めて「被服刷新部」なるものを設け國民服に關する諸般の計畫實踐を著々進めつゝあるのである。

全幅の支持、協力を切望

陸軍省高木衣糧課長談

今回被服協會に於て、關係各方面の援助、指導のもとに男子用國民服を創定し、廣く國民一般に之が推奨を發表したのであるが、陸軍としては軍民被服の近接と云ふ問題は我國被服資源の現状に鑑み國防上極めて緊要と確信する次第なるを以て、積極的に之を支援したい考へである。既に獨、伊等に於ては國民服を制定し實績顯著なるものがあるに比し、我國としては之が實施甚だ遅き憾みがある。各方面に於かれても光輝ある紀元二千六百年を劃し全幅の支持、協力を切望する次第である。

國民服提唱の理由

厚生省當局談

三年前國民服の提唱以來、官民各方面より多大の反響があり、被服費の支出に悩む薄給のサラリーマン、新に社會に出んとする學校卒業者、背廣服の不便、不經濟に苦しむ工場從業員、團體制服を制

定せんとする官公吏、教員、會社員等より其の迅速なる制定を要望する投書、陳情は厚生省に殺到した。

國民服提唱の理由は民間被服資源の自給化、國防化と洋服の日本化の見地が主たるものである。蓋し今事變により綿、毛の民間轉用が禁止せられ、國民は始めて年々十數億圓を下らざる被服資源が海外より輸入せられ、日本國民の必需品が主としてアングロサクソンの領土に依存せされば、一日も生活し能はざりし事實を知るに至つたのであるが、今にして日、滿、支brookに於ける被服資源の目給化を叫ぶは、寧ろ過ぎに失した次第であらう。

古來、我が日本國民の服装は幾多の變遷を経て今日に至つたのである。即ち古代の日本固有時代、朝鮮模倣時代、支那模倣時代、日本主義勃興時代、歐米模倣時代を経て今日に推移し來つたのであるが、今や我が日本が東亞の盟主として東亞の諸國を率ゐるにあたり、日本國民の常服が完全に歐米模倣であり却つて鮮、滿、蒙、支に固有の服装あるは東亞諸族を心服せしむる所以でない。須らく日本官民の智能を薦め世界の水準を抜きたる新日本服の研究、制定を提唱した理由である。

標準型解説

一、要旨

國民服（男子用）の基本構成は上衣、中衣及袴の三者より成り其の標準型は左圖に示す通りで、色合は國防色を建前とし、其の基本形式に變更を加へない範圍に於て多少の裝飾を施し、又年齢、趣味、嗜好等に環境に應じて何れの型を探るも差支へはない。

國民服（男子用）の標準型には四種類あり、型圖に示すやうに何れも特色を有してゐるが、又共通的な要素を持つてゐる。

上衣

上衣は四號型を除き他はすべて普通の場合は襟を小開きとしてあるが、國防的活動、奉公的作業等の場合は必要に應じ之を立てゝ立折襟の形となし得られるのを特徴とする。その爲めに襟の型式が從來の衰退的な背廣襟とは大いに趣を異にしてゐる。

全般に物入（ポケット）は外部に四個附け且つ一般に其のサイズ稍、大き目にしてある。之は非常時に轉用する際、色々の物を多く收容する便宜に基いて設計せられたものである。
實務上の運動、作業等に便利なるを目標として、一般に袖付を緩やかにし、又袖口を開閉し得る如くし、又夏季の氣候に對する處置として、腋開を設けてあるのも特徴として擧げられる。
尚ほ出来るだけ服飾美を與へる如く設計してあるが全然無意味な附加物を排除してある。

中衣

中衣は國民服（男子用）として特に創意工夫せるもので、從來のカラー、ネクタイ、ワイシャツ及びヨツキに代つて着装せらる。先づ襟は和服襟合せの形式を採用し、日本古來の被服の傳統を現代に生かし合理的な構成としてゐる。即ち從來のカラーによる頸部の窮屈感を除き運動自由で寛裕なものとしてある。且つ從來のカラーの如き領廻りのサイズを限定することなく自由に頸部に適合するの特長を有してゐる。又襟の下には、襟の汚れを防ぎ且つ外觀美を與へるために白の下襟を附し得られ、之は取外し洗濯することが出来るし、又襟の上には副襟を附して頸部の長短を補ふことも出来る。又夏季の蒸暑に對しては襟から換氣も良好で衛生的な形態と云ふことが出来るのであ

る。

袖付、袖口、腋開等は上衣と同様の構成であつて、運動、執務に便であり環境氣候に適應する如く製作されてゐる。

尙、後に着装用例の項に述べてある如く、中衣は上衣を脱しても尙上衣の代りをなし得る如く設計されてゐる。夏季、運動時、執務時には中衣のみを着てゐて何等非禮とはならないことになつてゐるのが一大特色である。

而して中衣の地質としては、各家庭に所有する粗織物地其他の服地柄物類を利用しても差支へない。

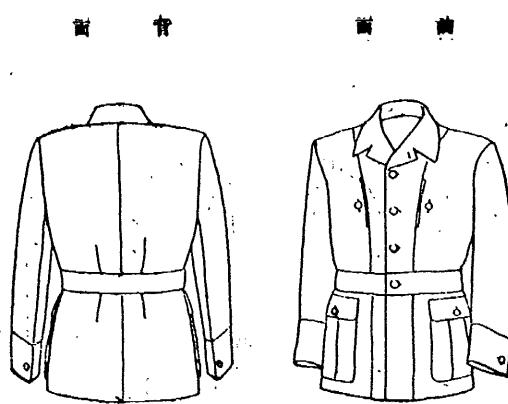
袴

袴の形式は自由とし、長袴、半、短、乗馬袴、其の他氣候、作業、生活の各種に應じたものを組合せて用ひることが出来る。

二、形式

印刷

上衣一號



日本服裝の形式を近代化した點を特色とし其長所となるべく多く取入れて近代活動に適する如く考案したものである。

その基本形式は襟を小開きとし立折襟ともなし得られ、左右胸物入は縱型に附け、腰物入、帶形及ぼ形を附し左右袖に脇割があり、袖は寛裕で腋開を附け袖口は鈷袖形(鈷附)とし調節釦により開閉することが出来る。

但し左右の胸物入は横型とするも差支はない。

裏面白紙

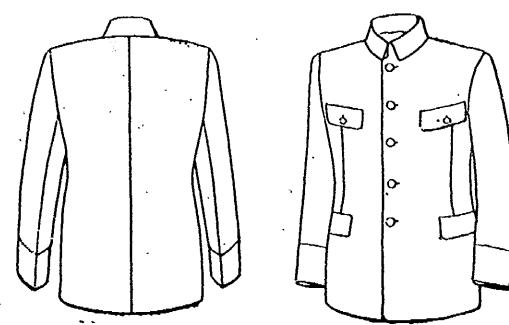


241

乙號

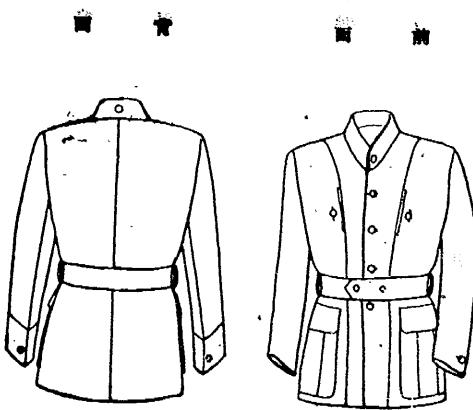
一六

上衣四號



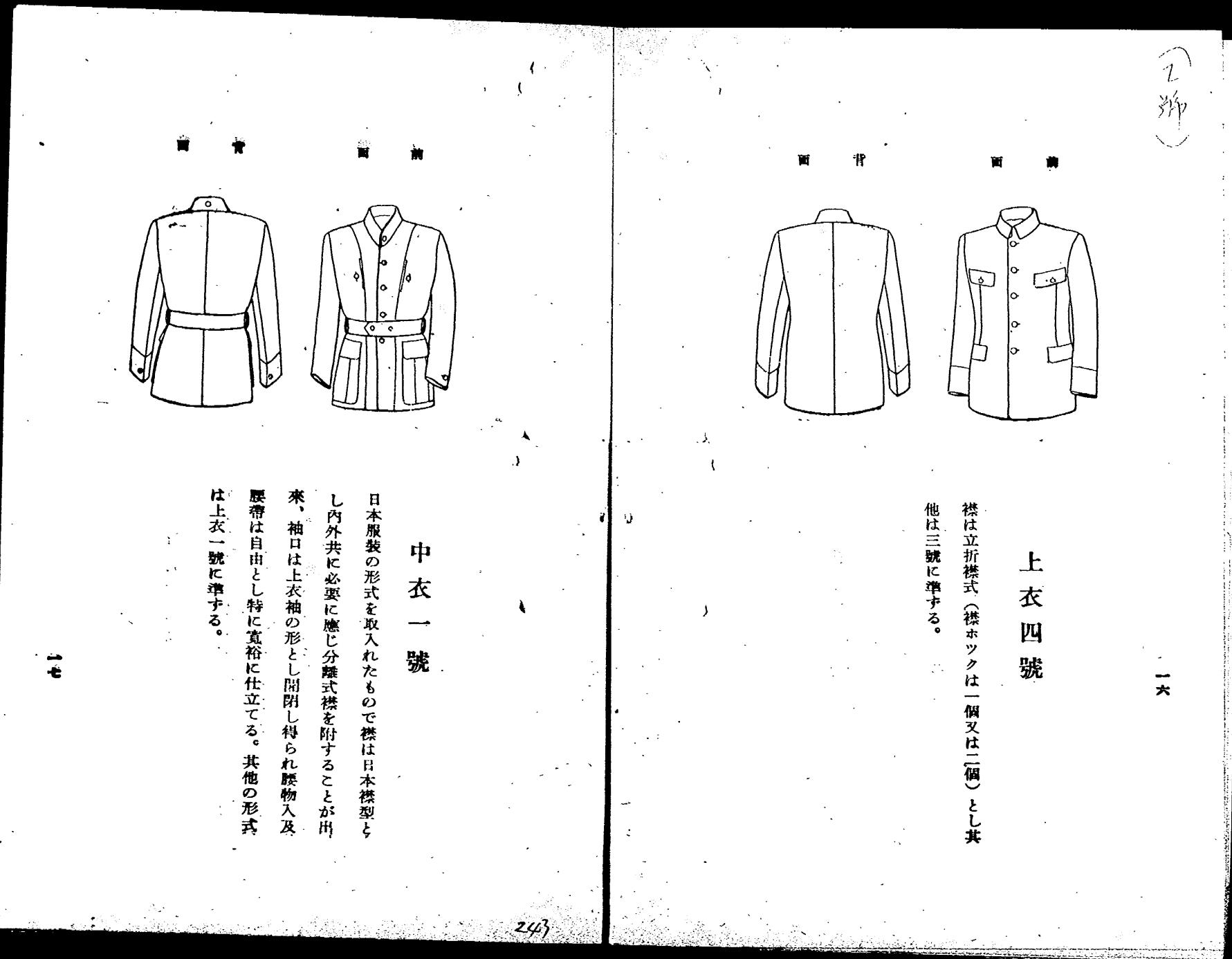
模は立折襟式（襟ホックは一個又は二個）とし其
他は三號に準ずる。

中衣一號



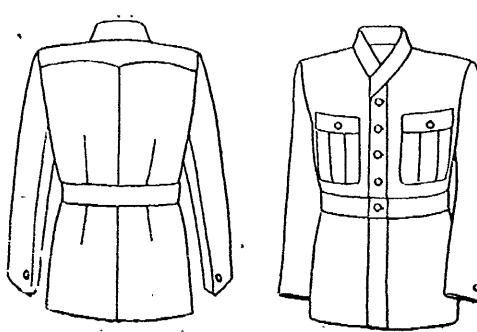
日本服装の形式を取り入れたもので襟は日本襟型と
し内外共に必要に感じ分離式襟を附することが出
来、袖口は上衣袖の形とし閉閉し得られ腰物入及
腰帶は自由とし特に寛裕に仕立てた。其他の形式
は上衣一號に準ずる。

245



三八

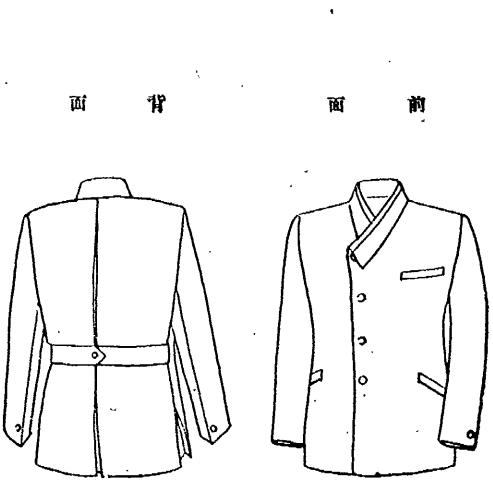
中衣二號



日本服裝の形式を近代化したもので襟は純日本襟型とし下襟を附け得られ胸物入を附し袖口は一號型に準じ腰物入は自由とする。

西 背 西 前

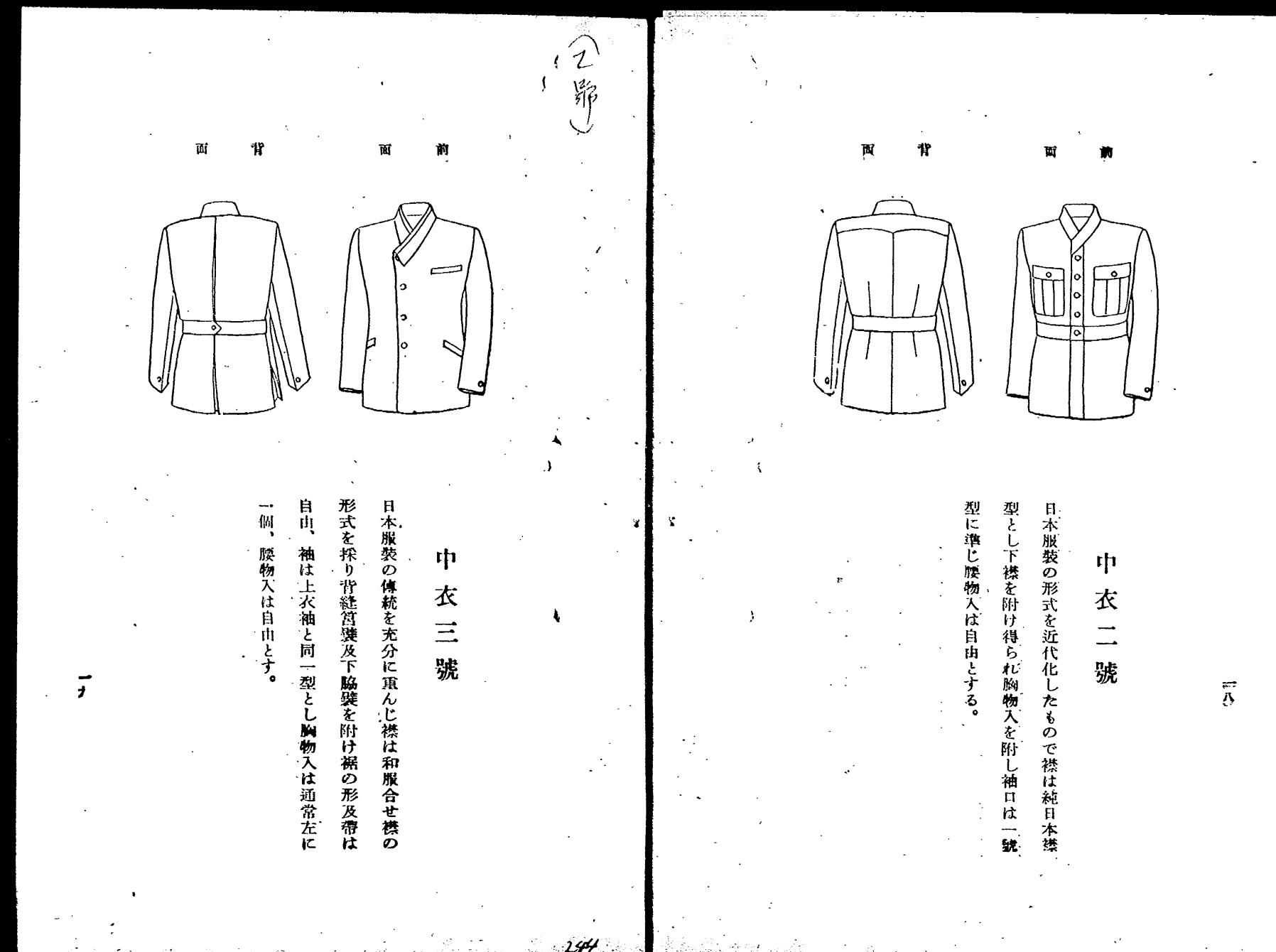
中衣三號



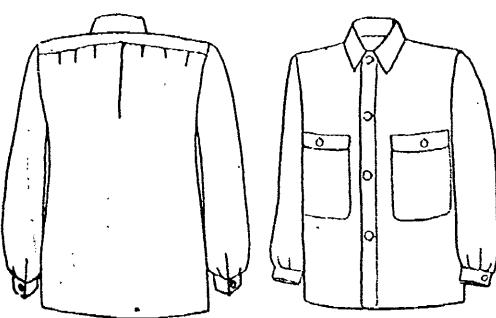
日本服裝の傳統を充分に重んじ襟は和服合せ襟の形式を取り背縫笠縫及下脇縫を附け襟の形及帶は自由、袖は上衣袖と同一型とし胸物入は通常左に一個、腰物入は自由とす。

一九

244



前 背



中衣四號

標準は立折襟式とし、袖口は鉗止めで、物入は自由とする。

三、裁断割出し圖

國民服（男子用）の上衣及中衣各四種の裁断割出し圖は、標準寸法の實物大のものを頒布してゐるが、その割出製圖方法は一つの標準を示したものであつて、其の他の割出方式を以て製圖裁断するも國民服標準型の基本型式を破らないものが出来上るならば、如何なる方法を以てしても差支へはない。但し此の場合は一應被服協會の同意を得るの手続きを探つて許容せられた上、始めて一般に推奨普及せられるやうにしてほしい。

なほ、右の國民服（男子用）標準寸法裁断割出し圖は上衣及中衣各號型四種、計八種あり被服協會で頒布してゐるが、各種いづれも定價參拾錢、郵送料參錢（八種を一組として郵送の場合は料金九錢）である。

着装並に用例

一、國民服（男子用）（上衣、中衣、袴）は一般常服として着装すること從來の背廣服に於けると同様

國民服儀禮章

これは全く無く便利である。

六、團體の制服或は友交集團等の被服として用ふる場合は一定の個所に比較的簡単に着脱し得る徽章類を添付することが出来る。

上衣と中衣の組合せは自由である。例へば上衣一號型に必ず中衣一號型を組合せがなくてよいのである。即ち上衣一號型または二號型に中衣三號型を組合せて着用しても差支へないのである。

國民服は冠婚葬祭その他一般儀禮の場合に際しても、之を着用する建前であるが、この場合には慶弔いづれにも嚴肅、敬虔、鄭重の衷情を表現するため儀禮章を佩用することとする。(「着装竝に用例」の項参照)即ち寫眞に示すが如き儀禮章を創定した所以であるが、これは所謂ゆかりの色濃き古代紫の大和風紐組を主體としたもので、我が榮國の大精神「八纮一宇」を形象し、之を左胸心臓部に位置せしめ、二本の結び紐で第二釦に懸けるのであるが、「弔」または「喪」に際しては此儀禮章と共に更に

であるが、在來のカラ一、ネクタイ、チヨツキ、ワイシヤツを使用せず、之に代うるに中衣を以てするところに着裝上的一大特色を有してゐる。

二、從來の背廣服を所有してゐて國民服上衣・中衣の一組を製造する必要のない場合も、在來のワイヤーネット、チャツキ、カラーカーテンタイの組合せを廢して、中衣のみを製作着用し、その上に從來の背廣服の上衣を併用するといふ方法を探ることを推奨する。即ち先づ中衣を採用して、國民服常用に一步を踏み入れることが望ましいのである。

儀禮章を附し、且なるべく中衣の襟に白地の下襟を附ける。なほ清淨な中衣・上衣を着装するを禮とするのは云ふまでもない。

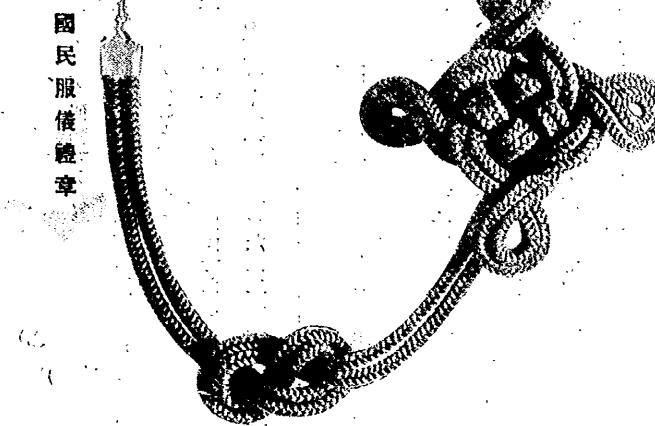
ことが出来、冬季には冬の上衣を其上に着用すれば、冬服の組合せが完成することになる。即ちこの中衣は夏の上衣と冬の下着とを兼用するといふ考へ方である。

左腕に黒布を巻くのを例とする。

さて、儀禮章は禮服を単純化するためのものであつて、一般に行はれてゐる團體員のメタルとか、集會の役員または係員のマークとか、その他の單なる徽章、紋様標識類とは勿論同性質のものではない。故に之はあくまでも儀禮に對する誠意と眞情を具現したものとして佩用するの心持であります。

なほ、この國民服儀禮章の價格は、一般市販において金一圓程度で出来ることになつてゐる。

さらに、この儀禮章には、各自の家紋または桜花模様のものに限り(その質の如何は問はず)左胸部に位置する主座に添加するは自由である。



國民服儀禮章



.....これは國民服標準型の上衣二種及中衣二種を着装し儀禮章を佩用したるものと示す.....



【これは國民服標準型の中衣二號】

色相の標準

國民服地質の色相を國防色と限定したのは、國民服を一朝有事の際に國防上に役立たしめる趣旨に副ふ爲であることは云ふ迄もない。

従つて國民服地の色相は現在陸軍で採用してゐる帶青茶褐色のものとすれば最適なわけであるが、一般國民用としては、單一色に限定するのは不適當であり、各人の趣味、嗜好をも多少加味することが出来る範囲を残す意味に於て、茶褐色の範囲を擴大して、鶯茶色から灰色を帶びた色相に至る迄多少の濃淡を與へて、色々の色相を以て國防色の種類とし、此範囲内にあるものは、國民服地として採用得ることとしてゐる。

大小號數區分

國民服は普通個人が作る場合には、一般の洋服業者に註文して採寸製作をなし、又は採寸表を送付すれば被服協會においても調製の斡旋をするが、各種の團體に於て制服として採用せんとする場合に

は其の大量生産ならびに廉價供給を企圖する必要があるので、被服協會に於ては國民服に大小號區分を設けて、之によつて團體員各自の體格に適合する服型を撰び、之を集計して「何號」何百名分、「何號」何十名分と云ふ如く、註文製作および配給をなし得るやうにする。而して、この國民服の號區分は、着用者の體格に應じてその服の適合を良好ならしめるために大小、長短の階級區分を比較的多く作つてある。

なほ、この號數百分による各號數の服の各部位標準寸法は別項に表示しておく。

服地質の標準規格

國民服用地質は國防色のものなれば當分如何なる地質のものを採つて着用するも差ないのであるが、國民服創定の趣旨に副ふ爲には耐久力あるものを推奨する。然し乍ら現在の織維類統制下にあつては純毛、純綿服地を探ることが出來ないので、茲に標準地質として、商工省令による毛織物、ス・フ織物等の標準規格の中から國民服として適當と認められるものを撰び、之を暫定規格として將來生産されるものを採用基準とする。

1
サード類 (國防色)

貴が考案の著してある、なほ花の地質と外のものとを
現に丁度の同様の地質を有する花月は、實に
の指定委託する検査機關に於て検定し、國民服の地質として適當と認めたるものは推奨する。

商工省規格		番手	経糸	緯糸	幅	長	其 他	主 要 用 途
第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第七號	第八號	第九號
第一號	六〇/ ₂	六〇/ ₂	三〇○	一〇〇 以上	一〇〇 以上	一四五 以上	五〇 以上	中
第二號	四八/ ₂	四八/ ₂	三〇〇	二八六	二八八 以上	一四五	一四五 以上	正斜文
第三號	三六/ ₂	三〇〇	二八〇	二六〇	一四五	五〇	同	
第四號	三六/ ₂	二七三	二四八	一四五	五〇	同	同	
								冬の中衣、又は夏の上 衣及袴

2 羅紗類 (國防色)

商工省規格番号	番糸	緯糸	幅	長	重量	主要用途
第二二二號	一七番以上	一七番以上	一四五	四〇	六〇	冬の上衣及袴
第二二三號	五以下上	七以下上	一四五	四〇	四四〇	同
第二二四號	三・五以下上	三・五以下上	一四五	四〇	五二〇	同
第二二五號	三・五以下上	三・五以下上	一四五	四〇	六〇〇	同
第四〇號	一四番以上	一四番以上	一四五	四〇	二八〇	同
第四一號	一四番以上	一四番以上	一四五	四〇	三三〇	同
第四二號	一四番以上	一四番以上	一四五	四〇	四〇〇	同
第四三號	一四番以上	一四番以上	一四五	四〇	四八〇	同
第四四號	一四番以上	一四番以上	一四五	四〇	五六〇	同

アルバカ裏地としては商工省標準規格第四號、第一五號を探る。

3 アルバカ裏地

二、ス・フ 製 品 (國防色)

商工省規格番号	番糸	緯糸	密度	幅	長	備考	主要用途
サージ第四號	絹糸 三〇/1 ₂	緯糸 三〇/2	二・六〇 (本以上)	六〇 (附)	三一・二五	三二・五	上衣及中衣、又は夏の
サージ第五號	二〇/1 ₂	二〇/2	三・四二〇	五五	六〇・〇〇	五五・〇	同
サージ第六號	四〇/1 ₂	二〇/2	五一〇〇	八四	六〇・〇〇	五五・〇	同
(四幅サージ) サージ第七號	同 (右)	三〇/1 ₂	二・一六〇	六〇	三〇・〇〇	五〇・〇	冬の中衣、又は夏の
小倉第七號	三〇/1 ₂	二〇/2	二・一三六	一六〇	三〇・〇〇	五〇・〇	上衣及中衣、又は夏の
ボブソン第三號	四〇/1 ₂	二・四〇〇	五三三一・二五	三二・五	五〇・〇〇	五〇・〇	同

三、梳織糸製品 (國防色)

四、更生糸製品 (國防色)

商工省標準規格梳織糸製品中耐久力に富むものを採用する。(夏の上衣、袴または冬の中衣に適當)

更生糸製品中耐久力に富む地質を採用する。(主として夏の上衣に適當)

五、縫製品（国防色）

綿製品中の耐久力に富むものを採用する。（主として中衣に適當）

服地及縫製註文に就て

一、服地に就て

國民服の生地の供給は前述の標準規格品が、やがて一般市販において爲される筈であるが、被服協會に申込まれた向に對しては、手持品のある限り之に應する計畫であり、昭和十五年中の冬服地註文に對しては八月以降これに應じ得る見込である。

二、縫製註文に就て

國民服の縫製に就ては需要者に於て、一般民間洋服業者に註文製作する外、次の各項により被服協會に於ても斡旋する。

(1) 個人の註文製作に就ては、別項の如き身體寸度測定記入票に採寸記入して製作方申し出ある

調製價格の基準

國民服は創定要因の一つから云つても、なるべく耐久力のある地質で、然も出來るだけ價格を低廉ならしめたいのであるが、我國現下の實情上必ずしも容易ではない。また、地質や屬品に就ては公定價格等あるものは之によること勿論だけれども、縫製工料に就てはその所謂適正を求めるることは今のことこ至難なものがある。しかし被服協會では慎重に検観して別項に表示するやうな基準（昭和十五年四月調）を算出した。尤も之は協會自身が縫製の依頼に應する場合の工料であるから附言して置く。

國民服基礎寸法表 (耗)

三
四

國民服基礎寸法表

腹	圓	胸	背	膀	粉	勝	下	長	圓	臂
太	八八〇	八六〇	八四〇	八二〇	八〇〇	七八〇	七六〇	七四〇	七二〇	七〇〇
細	細	細	細	細	細	四〇〇	三八〇	三六〇	三五〇	三四〇
並	並	並	並	並	並	三九〇	三九五	三八〇	三七〇	三六〇
同	各	各	各	各	各	三四〇	三七五	三五六	三六五	三五六
細	太	一〇八〇	一〇四五	一〇一〇	九七五	九七〇	九二〇	九一〇	九〇〇	九〇〇
八九〇	九五〇	七八〇	七八〇	七五〇	七二〇	七一〇	六九〇	六八〇	六七〇	六六〇
八六〇	九二〇	九八〇	九八〇	九五〇	九五〇	九四〇	九二〇	九一〇	九〇〇	九〇〇
八三〇	八九〇	八六〇	八六〇	八九〇	八九〇	八八〇	八六〇	八五〇	八四〇	八三〇
八〇〇	七七〇	八三〇	八三〇	八二〇	八二〇	八一〇	八〇〇	七九〇	七八〇	七七〇

「傳
記」

二、本表は身長一、四九種以上を五號制として之を太、並、細に區分

り測定したる)を示すものである。

國民服調製(仕立上り)寸法表 (耗)

號別 部位	各	號四衣上		號三衣上		號二衣上		號一衣上		區分
		腹	胸	衣	襟	衣	襟	衣	襟	
細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	一號
九〇〇	九〇一	七四四四	二號							
五〇七	九六三	三一三五	三號							
〇〇〇	〇〇〇	〇五五五	四號							
九〇〇	九〇一	七四四四	五號							
二七四	六三九	一三五	六號							
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七號
九〇〇	九〇一	六四四四	八號							
九四一	九四一	四六九	九號							
〇〇〇	〇〇〇	〇五五五	十號							
八九〇	九九〇	六四四四	十一號							
六一八	一七二	七〇二四	十二號							
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	十三號
八八九	八九九	六三四四	十四號							
三八五	九四九	五九一三	十五號							
〇〇〇	〇〇〇	〇五五五	十六號							

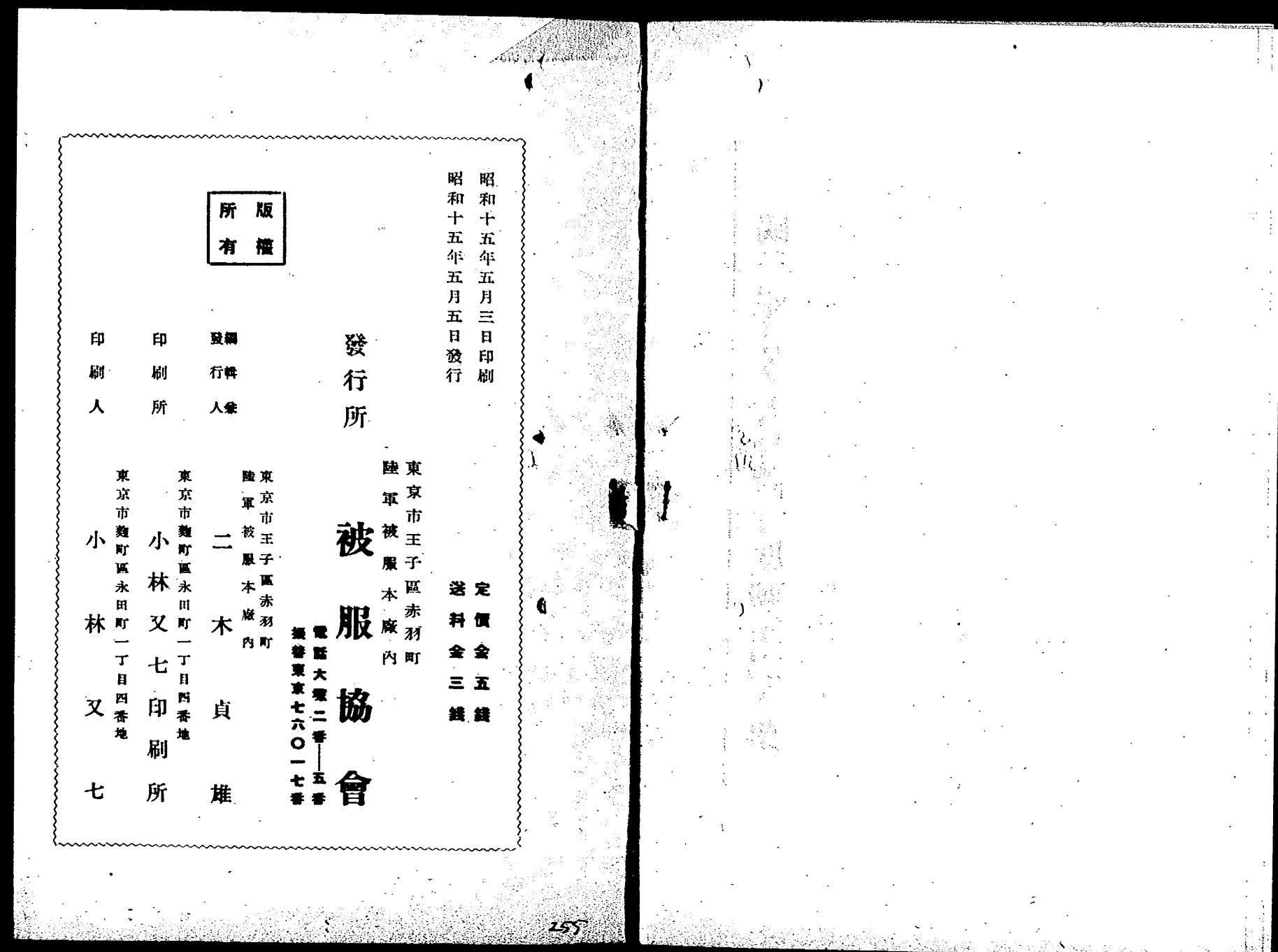
三六

分部の通共		腰		袖		背		胸		腰	
裾	脇	腰	下長	袖	袖	背	背	胸	胸	腰	腰
細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太	細並太
四四四	一、二三	八九〇	七〇〇	三二一	五九一	三三三	三三三	三四四	三四四	一、二三	一、二三
六七八	九四一	九四一	六六七	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	一、二三	一、二三
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一、二三	一、二三
四五四	一、二二	八九九	七〇〇	三三三	五八〇	三三三	五八〇	三四四	三四四	一、二二	一、二二
五六七	六一八	六一八	三三四	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一、二二	一、二二
五五五	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一、二二	一、二二
四四四	一、二二	八八九	七〇〇	二三三	五三三	二三三	五三三	三三四	三三四	一、二二	一、二二
五六七	三八四	八八五	七〇〇	一九〇	五五五	一九〇	五五五	五五五	五五五	一、二二	一、二二
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一、二二	一、二二
四五四	一、二二	八八九	六九九	二三三	五三三	二三三	五三三	三三四	三三四	一、二二	一、二二
四五六	〇五二	〇五二	七六七	九〇一	五〇〇	七六八	九〇一	五〇〇	五〇〇	一、二二	一、二二
五五五	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一、二二	一、二二
四四四	一、二二	七八八	六九九	二二三	五三三	二二三	五三三	三三四	三三四	一、二二	一、二二
四五六	七二九	七二九	六三四	八九〇	五五五	八九〇	五五五	五五五	五五五	一、二二	一、二二
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	一、二二	一、二二

【備考】一、各縫代の程度は「〇耗」
二、中衣の寸法は上衣に準する。但し衣長は二〇耗、袖長は五耗乃至一〇耗
三、第一號型乃至第三號型襟長は其頂縫(折返部)にて襟縫間を測り、第四號型の襟長は其附根を
測る。

三七

253



アシア歴史文庫
Asia Library